

令和2年度答申第59号
令和2年12月22日

諮問番号 令和2年度諮問第67号（令和2年11月27日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 平均賃金決定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）12条の8第1項2号に規定する休業補償給付の支給請求をしたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、労働基準法（昭和22年法律第49号）12条8項の規定により平均賃金を決定する処分（以下「本件決定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め等

（1）法令の定め

ア 休業補償給付を含む保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額とは、労働基準法12条の平均賃金に相当する額とされている（労災保険法8条1項前段）。

イ 平均賃金は、労働基準法12条1項により、算定事由発生日（死傷の原因たる事故発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日。）以前3

か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいうとされ、同項から同条6項までにその算定方法が規定されているが、それらの規定のいずれによっても算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによることとなる（同条8項、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）48条）。

ウ そして、上記イの厚生労働大臣の定める平均賃金の算定について、「労働基準法第十二条第一項乃至第六項の規定によって算定し得ない場合の平均賃金」（昭和24年労働省告示第5号。以下「告示5号」という。）2条は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによると規定している。

（2）通達による平均賃金の算定方法

厚生労働省は、上記告示5号2条を受けて、以下のような通達を發出しており、これらにより、労働者が業務上疾病の診断確定日に既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合の平均賃金を算定する運用を行っている。

ア 労働者がその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場（以下「最終事業場」という。）を離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額を基礎とし、算定事由発生日（診断によって疾病の発生が確定した日をいう。）までの賃金水準の上昇を考慮して当該労働者の平均賃金を算定する（「業務上疾病にかかった労働者に係る平均賃金の算定について」昭和50年9月23日付け基発第556号労働省労働基準局長通達。以下「556号通達」という。）。

イ 離職時の賃金台帳等の使用者による支払賃金額の記録が確認できない場合は、最終事業場を離職した日以前3か月間の標準報酬月額や賃金日額等を基礎として、平均賃金を算定して差し支えない（「業務上疾病にかかった労働者の離職時の標準報酬月額等が明らかである場合の平均賃金の算定について」平成22年4月12日付け基監発0412第1号厚生労働省労働基準局監督課長通達。以下「1号課長通達」という。）。

ウ 最終事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金の総額が不明である場合は、当該事業場等の同種労働者の1人平均賃金額、賃金構造基本統計調査による額等を利用して当該労働者の平均賃金を算定する（「業務上疾病にかかった労働者の離職時の賃金額が不明な場合の平均賃金の算定について」昭和51年2月14日付け基発第193号労働省労働基準局長通達。以下「193号通達」という。）。

エ 193号通達等による推算を行う前に、賃金台帳等の使用者による支払賃金額の記録を調査することはもとより、そのような記録がない場合でも、その他の賃金額が客観的に確認できる資料の有無について十分に調査をすること（「平均賃金の算定に係る労働者の賃金額の十分な調査の実施について」平成25年2月22日付け基監発0222第2号厚生労働省労働基準局監督課長通達。以下「2号課長通達」という。）。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成2年から平成10年7月までの間、とび工として個人事業主Pに雇用され、Q社から請け負っていた解体工事等において石綿にばく露する作業に従事し、平成30年7月17日に「悪性胸膜中皮種」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

（調査結果復命書）

- (2) 審査請求人は、平成30年12月10日、B労働基準監督署長に対し、石綿にばく露する作業に従事したことにより本件疾病を発症して療養したため労働することができなかつたとして、休業補償給付の支給請求をした。

（休業補償給付支給請求書）

- (3) 処分庁は、令和元年9月9日、審査請求人が平成2年から平成10年7月まで直接所属していたPを、本件疾病の発生のおそれのある石綿ばく露作業に従事した最後の事業場（以下「最終石綿ばく露事業場」という。）と認定するとともに、審査請求人が最終石綿ばく露事業場を離職した当時の賃金額は不明であつて、標準報酬月額等の基礎額として推算できるものも存しないことから、193号通達が定める賃金構造基本統計調査等を用いる方法により平均賃金の算定をし、審査請求人に係る平均賃金を11,033円と決定する処分（本件決定処分。以下これによる賃金を「本件平均賃金」という。）をした。

（調査結果復命書、平均賃金決定通知書）

- (4) 審査請求人は、令和元年11月15日、審査庁に対し、本件決定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和2年11月27日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本人だけでなく、「最終石綿ばく露事業場」と認定されたPの事業主（以下「本件事業主」という。）の証言からも、当時の給与は日給で18,000円であったことが明らかとなっており、本件決定処分による11,033円とは大きな乖離があるから、本件処分の取消しと実態を反映した算定を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

処分庁は、最終石綿ばく露事業場離職時点の賃金台帳等、賃金支給額が明確に確認できる資料が残存しておらず、また、審査請求人の厚生年金保険や雇用保険の加入手続も行われていなかったことから、厚生年金保険の標準報酬月額や雇用保険の賃金日額といった、審査請求人の賃金を基に公的機関が算定した金額も存在しないとして、193号通達に基づき本件平均賃金を算定した。そして、処分庁が調査を尽くしても、なお同種労働者を捕捉することができなかったから、193号通達に基づき、賃金構造基本統計調査等を用いて本件平均賃金を推算したことは、通達を適切に適用した結果であるといえる。

審査請求人は、Pからは日給17,000円から18,000円もらっていたことは本件事業主の証言等によれば明らかであると主張するが、処分庁から本件事業主への電話聴取においても、審査請求人の離職時の賃金額を明らかにする賃金台帳等は存しないと供述されている上、上記各種公的資料も存しないから、審査請求人の主張する離職時の賃金額は明らかでないといわざるを得ない。

したがって、本件決定処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却するのが妥当である。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年11月27日、審査庁から諮問を受け、同年12月10日及び同月18日の計2回、調査審議をした。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件決定処分の適法性及び妥当性

(1) 本件決定処分では、193号通達及び2号課長通達に基づき本件平均賃金が算定されているところ、これら通達について検討する。

193号通達は、労働者が最終事業場を離職した後に業務上疾病を発生し

た場合において、当該労働者に支払っていた賃金額や、これに近い標準報酬月額等が不明であり、556号通達、1号課長通達も適用できない場合に、算定事由発生日時点の同種労働者等に係る統計データ等の金額を用いて平均賃金を算定する旨を定める。

そして、2号課長通達は、平均賃金の算定に当たっては、使用者による支払賃金額の記録のほか、賃金額が客観的に確認できる資料の有無について調査することが求められる旨を定める。

統計データ等の金額によって算定する方法は、調査を尽くしても当該労働者の離職時の賃金額が明らかにならず、また、厚生年金保険等の被保険者記録照会回答票の標準報酬月額等によって平均賃金を算定することもできない場合において、労働災害により失われた労働者の稼得能力の補填や労働者の保護を図るために、当該労働者に支払っていた実際の賃金額に近い金額を算出するためのやむを得ないものであり、不合理とはいえない。

また、保険給付の請求人による主張のみに基づく給付日額を基礎として平均賃金を算定することは、保険給付事業の適正性の確保の観点において合理的とはいえないから、2号課長通達において、労働者の賃金を推算するにあたり当該賃金額を「客観的に」確認できる資料を必要としている点も妥当なものと考えられる。

(2) 本件決定処分においては、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人が最終石綿ばく露事業場を離職した平成10年7月当時の賃金額は、休業補償給付の支給請求時にも提示されておらず、審査請求人及び本件事業主双方とも当時の賃金額を客観的に確認できる資料は保有していない（調査結果復命書添付の審査請求人及び本件事業主からの聴取書）。

イ 本件事業主による供述のとおり、審査請求人については厚生年金保険及び雇用保険の加入手続も行われていなかったことから、日本年金機構C年金事務所から本人の同意に基づき提示された被保険者記録照会回答票及びその資格画面においても、最終石綿ばく露事業場を離職する日以前3か月間の標準報酬月額は明らかでなく、雇用保険の賃金日額といった公的機関が算定した金額も存しない（被保険者記録の照会について（回答））。

ウ 193号通達は、平均賃金の算定について、記1以下に定める推算方法を順次繰り下げて適用するとしているところ、処分庁は、平均賃金算定事由発生時における、最終石綿ばく露事業場で従事した同種労働者の1人平均の賃金額（記1）及び最終石綿ばく露事業場所在の地域における同種、

同規模の事業場において従事した同種労働者の1人平均の賃金額（記2）を調査したが、いずれも該当がなかった（調査結果復命書添付の賃金関係調査表、「Xにかかる平均賃金の決定について」）。そして、次の記3に基づいた算出で利用することとされている「屋外労働者職種別賃金調査」は平成16年で終了し、その調査は記4に基づく算出で利用する賃金構造基本統計調査に引き継がれることとなったため、処分庁は、記4に基づき賃金構造基本統計調査のデータを用いて本件平均賃金を算出したのであり、この記4に基づく計算過程についても特段問題は認められない（調査結果復命書添付の平均賃金算出表）。

審査請求人は、最終石綿ばく露事業場で日給18,000円を受け取っていたことは本件事業主の証言からも明らかであり、同僚などの証言を得ることも可能であるとし、本人及び本件事業主の証言等を追加提出すると主張するが、2号課長通達によれば、労働者の賃金額を推算するにあたっては、「客観的」に確認できる資料が必要とされているところ、審査請求人からは日給18,000円を受け取っていたとの主張を客観的に裏付ける資料は提出されていない。

(3) 以上のことから、処分庁が193号通達等を適用し、本件平均賃金を算定したことは妥当であり、審査請求人の主張は採用できない。

なお、本件平均賃金の決定通知書には、その算定方法など、本件平均賃金がどのように決定されたのかを説明する記載がない。

平均賃金は、休業補償給付の額の基礎となるものであり、これが適正に決定されなければ審査請求人の利益が損なわれ、審査請求人はその決定に不服を申し立てる場合があり得ることから、審査請求人が、その算定に当たっての考え方を理解できるよう、処分庁としては、決定通知書において算定方法等を説明することが望ましく、その説明の記載について検討されたい。そして、そうすることは、行政処分における公正の確保と透明性の向上に資するとともに、処分を不服とする申立てが行われた場合の争点を明確にし、ひいては、公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）にも資すると考える。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹